

障害者グループホーム訴訟 和解成立に当たっての弁護団声明

2024年7月1日

障害者グループホーム訴訟弁護団

1. 事件概要

本件は、大規模マンションの2住戸を区分所有者から賃借し、20年以上にわたり、障害者グループホームとして、必要な支援を受けながら住み続けてきた重度の知的障害のある6人の方々について、同じ住民で構成されるマンション管理組合が、消防法の改正により、消防署から、本件マンション内にグループホームがあり、本件マンション全体が「特定防火対象物」として扱われ、新たに消防用設備の設置や定期点検報告義務の対象となり得る旨の指摘を受けたことを契機として、総会決議をもって、障害者グループホーム（以下「本件GH」とする。）としての使用を禁止し、居住してきた障害者を退去させようと2018年6月14日、大阪地裁に訴訟提起をした事案である。

この事案は、同じように分譲マンションや公営共同住宅を障害者グループホームとして生活している全国の多数の障害者やその生活を支援する方々に、生活の基盤を揺るがす事態として大きな関心をもたれてきた。

2. 大阪地方裁判所 令和4年1月20日判決（原判決）

これに対し、大阪地裁第22民事部（龍見昇裁判長）は、原告（マンション管理組合）の請求を全面的に認め、本件GH使用の停止を命じる驚くべき判決を下した。

上記判決（原判決）は、本件GHは上記障害者にとって「生活の本拠」であることを認めながら、管理規約12条1項の「住宅として使用」といえるためには、「生活の本拠として使用」されていることのみならず、「管理規約で予定する『管理の範囲内』で使用」されていることを要するとの独自の判断基準を設け、本件マンションは、本件GHが存在することにより、マンション全体が「特定防火対象物」となり、その結果、建物全体に消防設備を設置しなければならなくなり数千万円もの負担が及ぶ可能性や、防火対象物点検等の金銭上・手続き上の負担が生じるといった将来の抽象的な可能性から、管理規約で予定された「管理の範囲外」であるとして、「住宅として使用」することに該当しないと、管理規約12条1項に違反する行為は、共同の利益に反する行為に該当するか否かの考慮要素として重視されるべきであるなどとして、共同利益背反性を認定した。そして、本件GH事業停止要請や退去要請決議は、「障害者グループホームであること」ではなく「管理規約に違反すること」を理由とするものであるから、障害を理由とする差別に該当しないとした。

3. 大阪高等裁判所第4民事部（阪本勝裁判長 令和6年7月1日和解（本和解）

- (1) 被告は、直ちに控訴し、控訴審では原判決の各争点を洗い直すべく2年にわたり審理が重ねられた。被告からは、原判決が抽象的な可能性として認めた建物全体に消防設備を設置しなければならなくなる可能性はほぼないことや、求められる点検等の具体的な負担は軽微なものにすぎないことを立証し、住民全体にとって過重な負担にはならないにも関わらず退居を求めることは不当な差別であったことを反論してきた。

こうした審理をふまえ、大阪高裁は、双方に対し、原判決とは異なる法的見解を示した上で、和解勧告をした。

即ち、大阪高裁は、本件管理規約12条1項にいう「住宅として使用する」に該当するか否かは、あくまで「生活の本拠として使用」されているか否かによって判断すべきであり、「管理規約で予定されている『管理の範囲内』にあること」も要件とする根拠はないとの見解を示した。その上で、本件GHは、利用者の「生活の本拠」として使用されているから、本件管理規約12条1項に違反せず、かつ「共同の利益に反する行為」にも該当するとはいえないとした。

裁判所が、上記の見解を踏まえ、「地域共生社会の実現により障害の有無にかかわらず多様性を認め合いながら地域で共に生活することを目指すとする障害者基本法の基本理念と、消防法令の遵守による

防火、防災が、相反するものであってはならず、当事者双方の相互の理解と協力の下に安定的な解決を図る」ことが必要であるとして双方に対し強く和解勧告を行った。

これを受け、両当事者が真摯な検討を行い、マンション管理組合において和解の趣旨を理解いただき、本件 GH が今後も存続することを前提に、今後の新たな障害者グループホームとしての使用も可能となるよう、管理規約等の改正する臨時総会を開催され、マンション住民の承認を得た上で、今般、和解が成立するに至ったものである。

- (2) 本和解では、大阪高裁の上記法見解が前文において明確に示された上で、①双方当事者が、地域共生社会の実現により障害の有無にかかわらず多様性を認め合いながら地域で共に生活することを目指す障害者基本法の基本理念を共有し、障害者グループホームが障害者の地域生活を支える住宅であることを確認するとともに、②共同住宅において消防法令等の遵守が区分所有者らの共同の利益のために重要であること、③本件 GH としての使用が、専用部分を住宅として使用するものであり、消防法令にも適合して本件管理規約に違反するものでないことを相互に確認し、④今後も本件 GH を含む本件マンションが消防法令等に適合するべく相互理解と協力関係の構築に努めるものとした。

4. 本和解の意義

本和解は、双方当事者及び裁判所が、障害の有無にかかわらず多様性を認め合いながら地域で共に生活することを目指す障害者基本法の基本理念を共有し、障害者グループホームが障害者の地域生活を支える「住宅」であることを確認した上で、本件GHに入居している障害のある方々が引き続き安心して生活することを保障するとともに、管理規約の改正と細則の新設により、今後新たに障害者グループとして使用する場合の手続と消防法上の対応への相互協力を定め、将来にわたり安定した建設的対話の環境を整備することとした本和解を高く評価するものである。

そして、本裁判で問題となった管理規約の条項は、広く全国各地の共同住宅で用いられているものと同様である。本和解を前提とすれば、本件マンションに限らず、他の共同住宅においても障害者グループホームとしての使用が管理規約に違反するものではなく、むしろ障害者グループホームが共同住宅内に存在することは地域共生社会を体現していることになる。

加えて、消防法規の各種規制について、マンション管理組合と障害者グループホームが建設的対話により、「住宅としての使用」を継続するための協力の一方策を、規約改正等により示した創造的な和解である。

本件事案に限らず、消防規制を理由に共同住宅から障害者グループホームが退去を求められる事例が各地で散見される中、本和解は、今後、全国各地の共同住宅において、地域共生社会の理念のもと、管理組合と障害者グループホームが建設的対話を重ねることにより、障害者グループホームが発展していくための大きな指針を示すものである。

それとともに、本件訴訟の契機となった、障害者グループホームの生活の場を脅かす現行の消防規制を改正し、共同住宅内の障害者グループホームの実情に即したものとすることも、国及び地方自治体に課された重要な課題である。

本弁護団としても、障害者基本法の理念を踏まえ、障害者グループホーム入居者らの生活保障のため、引き続き力を尽くしていく所存である。

以上